徳島県	徳島県ＪＡ会館別館	徳島市北佐古一番町五番一二号	
香川県	ルポール讃岐	高松市中野町二三番二三号	
愛媛県	エスポワール愛媛文教会館	松山市祝谷町一丁目五番三三号	
高知県	高知城ホール	高知市丸ノ内二丁目一番一〇号	
福岡県	福岡県立香椎工業高等学校	福岡市東区香椎駅東二丁目二三番一号	
佐賀県	佐賀市民会館	佐賀市水ケ江一丁目二番二〇号	
長崎県	長崎県総合福祉センター	長崎市茂里町三番二四号	
熊本県	くまもと森都心プラザ	熊本市西区春日一丁目一四番一号	
大分県	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一	
宮崎県	ニューウェルシティ宮崎	宮崎市宮崎駅東一丁目二番地八	
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号	
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号	
第二回（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）	
北海道	会議・研修施設ＡＣＵ	札幌市中央区北四条西五丁目	
青森県	青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目一番二四号	
岩手県	ホテルメトロポリタン盛岡　本館	盛岡市盛岡駅前通一番四四号	
宮城県	宮城県庁　講堂	仙台市青葉区本町三丁目八番一号	
秋田県	秋田県立秋田明徳館高等学校	秋田市中通二丁目一番五一号	
山形県	山形県立霞城学園高等学校	山形市城南町一丁目一番一号	
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号	
茨城県	茨城県立青少年会館	水戸市緑町一丁目一番一八号	
栃木県	栃木県総合教育センター	宇都宮市瓦谷町一〇七〇番地	
群馬県	群馬県生涯学習センター	前橋市文京町二丁目二〇番二二号	
埼玉県	埼玉県県民活動総合センター	北足立郡伊奈町内宿台六丁目二六番地	
千葉県	千葉敬愛短期大学	千葉市中山王一丁目九番地	
東京都	東京工業大学大岡山キャンパス	目黒区大岡山二丁目一二番一号	
神奈川県	カリタス女子短期大学	横浜市青葉区あざみ野二丁目二九番一号	
新潟県	朱鷺メッセ　新潟コンベンションセンター	新潟市中央区万代島六番一号	
富山県	ボルファートとやま	富山市奥田新町八番一号	
石川県	石川県本多の森庁舎	金沢市石引四丁目一七番一号	
福井県	福井県立青少年センター	福井市福新町二五〇五番	
山梨県	山梨県立甲府西高等学校	甲府市下飯田四丁目一番一号	
長野県	長野県社会福祉総合センター	長野市若里七丁目一番七号	
岐阜県	朝日大学	瑞穂市穂積一八五一番地一	
静岡県	静岡県職員会館もくせい会館	静岡市葵区鷹匠三丁目六番一号	
愛知県	秀英予備校名古屋本部校	名古屋市千種区内山三丁目二三番一二号	
三重県	三重県庁　講堂	津市広明町一三番地	
滋賀県	ピアザ淡海　滋賀県立県民交流センター	大津市におの浜一丁目一番二〇号	
京都府	京都府総合教育センター	京都市伏見区桃山毛利長門西町	
大阪府	関西大学　千里山キャンパス　天六キャンパス	大阪市北区長柄西一丁目三番二二号	
兵庫県	神戸市教育会館及び兵庫県教育会館　ラッセホール	神戸市中央区中山手通四丁目一〇番五号及び神戸市中央区中山手通四丁目一〇番八号	
奈良県	奈良商工会議所	奈良市登大路町三六番地―二	
和歌山県	和歌山県勤労福祉会館　プラザホープ	和歌山市北出島一丁目五番四七号	
鳥取県	公立学校共済組合鳥取宿泊所　白兎会館	鳥取市末広温泉町五五六番地	
島根県	島根県職員会館	松江市内中原町五二番地	
岡山県	岡山県立烏城高等学校	岡山市北区伊島町三丁目一番一号	
広島県	広島県情報プラザ	広島市中区千田町三丁目七番四七号	
山口県	山口短期大学オープンカレッジ	防府市駅南町八―三〇	
徳島県	徳島県ＪＡ会館別館	徳島市北佐古一番町五番一二号	
香川県	ルポール讃岐	高松市中野町二三番二三号	
愛媛県	公立学校共済組合道後宿泊所　にぎたつ会館	松山市道後姫塚一一八番地二	
高知県	高知県教育センター分館	高知市大原町一三二番地	
福岡県	福岡県立博多青松高等学校	福岡市博多区千代一丁目二番二一号	
佐賀県	佐賀市民会館	佐賀市水ケ江一丁目二番二〇号	
長崎県	松藤プラザ「えきまえ」いきいきひろば	長崎市大黒町三番一号	
熊本県	学校法人　熊本学園　熊本学園大学	熊本市中央区大江二丁目五番一号	
大分県	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一	
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号	
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号	
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号	

三　出願の期限

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

第一回

平成二十五年四月二十六日から同年五月十五日まで。

第二回

平成二十五年九月二日から同年九月十七日まで。

また、受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○厚生労働省告示第五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

基礎係数	1.1565		
	都道府県	病　　院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	0.1352	0.0173
10002	北海道	北海道大学病院	0.1055	0.0189
10003	北海道	旭川医科大学病院	0.0936	0.0244
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	0.0784	0.0214
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	0.0619	0.0250
10006	宮城	東北大学病院	0.0043	0.0227
10007	秋田	秋田大学医学部附属病院	0.0530	0.0187